

○ 人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則） 新旧対照表

（本則の網掛け部分及び附則の傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
（人事院規則一―三四の一部改正） 第三条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次の表により改正する。			
改正後	改正前	改正後	改正前
別表 人事管理文書の保存期間 （第三条関係）		別表 人事管理文書の保存期間 （第三条関係）	
三（略）		三（略）	
四 分限		四 分限	
人事管理文書の区分	人事管理文書の区分	人事管理文書の区分	人事管理文書の区分
法	法	法	法
第八十 一条の 五第二 項又は 第四項	第八十 一条の 第三二 項の承 認に関	第八十 一条の 第三二 項の承 認に関	第八十 一条の 第三二 項の承 認に関
同条 第一 項か ら第 四項	同条 の規 定に よる 勤務	同条 の規 定に よる 勤務	同条 の規 定に よる 勤務
三年	三年	三年	三年
基準 日	基準 日	基準 日	基準 日
保存 期間	保存 期間	保存 期間	保存 期間



第五条 削除

(人事院規則一六四の一部改正)  
第五条 人事院規則一六四(職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣除外職員) 第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監</p>	<p>(派遣除外職員) 第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p>

督職を占める職員

三〇十二 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で

三〇十一 (略)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等（通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「通勤手当等」という。）に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」という。）の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の初日の前日における給与の額を基礎とし、給与法第八条第六項の規定により標準号俸数（同条第七項に規定する人事院規則で

定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。)を昇給するものとして算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。)に満たない場合であつて、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び

定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。)を昇給するものとして算定した給与(通勤手当等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。)に満たない場合であつて、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び

<p>期末手当（以下この条並びに附則第二項及び第三項において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>	<p>期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>
<p>2 6 （略） 附則</p>	<p>2 6 （略） 附則</p>
<p>1 この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。 （給与法附則第八項の規定の適用を受ける派遣職員の給与）</p>	<p>この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。</p>
<p>2 派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となった日を派遣の期間の初日の前日とみなして、</p>	<p>（新設）</p>

第十条第一項及び第三項の規  
定の例により、俸給等の支給  
割合を決定し、又は俸給等を  
支給しないものとする。

3

前項の規定により、俸給等  
の支給割合を決定し、又は俸  
給等を支給しないものとした  
場合における第十条の規定の  
適用については、同条第一項  
中「派遣の期間の初日の前  
日」とあるのは「給与法附則  
第八項の規定の適用を受ける  
職員となった日」と、同条第  
二項中「前項」とあるのは  
「附則第三項の規定により読  
み替えられた前項」と、同条  
第三項中「前二項」とあるの  
は「附則第三項の規定により  
読み替えられた前二項」と、

(新設)

同条第四項中「派遣の期間の  
初日（）」とあるのは「給与法  
附則第八項の規定の適用を受  
ける職員となった日（附則第  
三項の規定により読み替えら  
れた）」と、「第一項」とある  
のは「附則第三項の規定によ  
り読み替えられた第一項」  
と、同条第五項中「前項」と  
あるのは「附則第三項の規定  
により読み替えられた前項」  
と、「第一項」とあるのは  
「附則第三項の規定により読  
み替えられた第一項」と、同  
条第六項中「前項」とあるの  
は「附則第三項の規定により  
読み替えられた前項」と、  
「第四項」とあるのは「附則  
第三項の規定により読み替え



(人事院規則九一九三の一部改正)

第十九条 人事院規則九一九三(管理職員特別勤務手当)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額 等)</p> <p>第二条 給与法第十九条の三第 三項第一号の人事院規則で定 める勤務は、次に掲げる勤務 とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次項第五号に掲げる職員</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額 等)</p> <p>第二条 給与法第十九条の三第 三項第一号の人事院規則で定 める勤務は、次に掲げる勤務 とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次項第三号に掲げる職員</p>

られた第四項」と、「派遣の  
期間の初日」とあるのは  
「給与法附則第八項の規定の  
適用を受ける職員となつた日  
(附則第三項の規定により読  
み替えられた」とする。

(人事院規則九一九三の一部改正)

第十九条 人事院規則九一九三(管理職員特別勤務手当)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額 等)</p> <p>第二条 (略)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額 等)</p> <p>第二条 (略)</p>

のうち事務次官、内部部局  
（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第一項の官房及び局をいう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員  
の勤務

のうち事務次官、内部部局  
（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第一項の官房及び局をいう。）の長その他これらに準ずる官職として人事院が定める官職を占める職員  
の勤務

附則

（人事院規則一三一五の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 令和十六年三月三十一日までの間における第二十七條の規定による改正後の規則一三一五第二條第一項の規定の適用については、同項第二号中「第六十條の二第一項」とあるのは、「第六十條の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

附則

（人事院規則一三一五の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 令和十七年三月三十一日までの間における第二十七條の規定による改正後の規則一三一五第二條第一項の規定の適用については、同項第二号中「第六十條の二第一項」とあるのは、「第六十條の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。